

圧延鋼材の寸法許容差に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編

鋼船規則検査要領 K 編

改正事項

圧延鋼材の寸法許容差に関する事項

改正理由

IACS は、鋼板及び広幅平鋼の厚さの負の許容差について規定する IACS 統一規則 W13 の改正を 2009 年 10 月に採択し、IACS 統一規則 W13(Rev.4)として 2011 年 1 月 1 日より施行している。IACS 統一規則 W13(Rev.4)では、平均厚さにおける負の許容差を認めない旨が新たに規定されるとともに、それと同等な要件として ISO7452 の適用を認める旨が規定された。

しかしながら、同統一規則で同等な要件として認められている ISO7452 においては、なお平均厚さにおける負の許容差が認められる記述があることから、IACS は再度同統一規則の見直しを行い、ISO7452 を適用する場合にあっても、当該記述は適用できない旨の改正を行い、IACS 統一規則 W13(Rev.5)として採択された。また、同統一規則の改正では平鋼に対する適用についても併せて明確化された。

今般、IACS 統一規則 W13(Rev.5)に基づき関連規定を改めた。

併せて、IACS 統一規則 W13 の適用対象とならない平鋼の厚さの測定箇所について規定した。

改正内容

- (1) ISO7452 を適用する場合の負の許容差に関する規定を改めた。
- (2) 平均厚さにおける負の許容差に関する規定の適用対象となる平鋼は幅 600mm 以上の平鋼である旨を規定した。
- (3) 幅 150mm を超え 600mm 未満の平鋼に対する厚さの測定箇所を規定した。